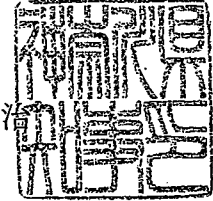




政総第 1940 号
令和 3 年 3 月 25 日

神奈川県議会議長 嶋 村 ただし 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



質 問 趣 意 書 に つ い て (回 答)

令和 3 年 2 月 25 日 付け 神議 第 1842 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 北 井 宏 昭 議 員 からの 質 問 趣 意 書 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す。

問 合 せ 先

政 策 局 総 務 室

企 画 調 整 第 一 グ ル ー プ 松 本

内 線 3041

答 弁 書

今後のコロナ対策について

1 ポジティブな情報発信

新型コロナウイルスの感染の流行が長期化し、健康医療に関する様々な情報が飛び交う中で、県民の皆様が正しい情報を把握し、よくご理解いただき、「正しく知り・正しく恐れ」ながら感染拡大防止に取り組んでいただくことが重要です。

そこで県では、ホームページや県のたよりをはじめ、県のLINE公式アカウント「新型コロナ対策 パーソナルサポート」等のSNSなど、様々な媒体を積極的に活用し、感染の状況を踏まえた正しい情報を迅速に、分かりやすく発信してきました。

また、私からも機会あるごとに、各種テレビやラジオの番組に出演したり、かなチャンTV、動画などを通じて、現在の感染状況や県の新型コロナウイルス感染症対策、さらに、県民の皆様へのメッセージなどをお伝えしてきました。

その中でも、特になかなチャンTVにおいては、アルコールによる手指消毒法や換気の方法など、新型コロナウイルス感染症の具体的な感染防止対策に関する様々な動画を公開しており、コロナ禍においても県民の皆様が安心して生活を送れるように、感染の防止につながる情報発信を広く進めております。

このように、県としては、県民の皆様のリスクを最小化する感染防止のための情報発信も重要であると考えており、今後もこれまでどおり、正しい情報を、速やかに積極的に発信してまいります。

2 攻めへ転じる感染防御

神奈川県では、昨年1月15日に国内初の新型コロナウイルスの感染者が確認され、その後、ダイヤモンド・プリンセス号の事案に対応し、そこで培った経験をもとに医療崩壊を防ぐための医療提供体制「神奈川モデル」を整備し、これまで新型コロナウイルス対策に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症との1年を超える闘いの中には、幾度の感染拡大の波がありましたが、11月からの第3波、特に年末年始に差し掛かってからの新規患者の急増は、県にとっても大きな試練であり、県民の皆様にとっても辛く不安な日々であったかと思えます。

こうした中、県民の皆様には、一貫して、感染対策として、「M・A・S・K」マスク、「M」適切なマスク着用、「A」アルコール等で消毒、「S」アクリル板等でしゃへい、「K」距離と換気、冬

はこれに加え加湿についてお願いしてきました。その中でも「アルコール消毒」はコロナ感染防止対策において重要な手段のひとつであります。消毒については、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液について、国が示している濃度や使用方法について県のホームページ等で県民の皆様にお知らせしています。

このような状況の中で、今後アルコール消毒以外の新たな殺菌方法についても、より良い対策となれば積極的に情報を収集し、発信することが重要であると考えます。一方、消毒や殺菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選ぶことも重要であり、そのような情報発信もしっかり行っていきます。

コロナの収束が見えない中、ウイルスとの戦いもまだまだ続きます。引き続き、消毒・殺菌等について国や各方面の情報を収集、発信し、感染防止対策に関して取り組んでまいります。

3 3回目の緊急事態宣言発出に備えた検証

県は、国の基本的対処方針に基づき、急所と言われる飲食の場における感染対策を図るため、特措法により、飲食店等に対し、一律に営業時間の短縮要請を行ってきました。

また、飲食店等における感染防止対策の強化に向けても、アクリル板、サーキュレーター、CO2濃度測定器、などの貸出のほか、時短要請に応じた事業者に対する協力金の支給にあたって、感染防止対策取組書の掲示を支給条件に追加する取組も進めてきました。

その結果、本県における新型コロナウイルスの新規感染者は、着実に減少しましたが、感染再拡大を回避するため一段ギアを上げた対策が必要との認識から、現在、飲食店等に利用客へのマスク飲食の推奨の徹底を要請しています。

国では、分科会における専門家の意見を踏まえ、より合理的、効果的な感染症対策について検証し、基本的対処方針を適宜、変更しています。

県は今後も、国の基本的対処方針に基づき、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、効果的な要請ができるよう、しっかりと取り組んでいきます。

また、影響を受ける事業者への支援にかかる財政措置について、継続して、国に要望してまいります。

4 理にかなっているマスク会食

新型コロナウイルス感染症については、飛沫による感染リスクが高いとされており、徹底した飛沫の飛散防止を図るため、基本的な感染防止対策である「M・A・S・K」マスク、「M」適切なマスク着用、「A」アルコール等で消毒、「S」アクリル板等でしゃべい、「K」距離と換気、冬はこれ

に加え加湿を実践するよう県民の皆様をお願いしてきました。

特に飲食の場は、感染防止の急所と捉え、「M・A・S・K」を徹底することと、会食をする際には「マスク飲食」を実践するよう、普及啓発に努めてきましたが、「マスク飲食」については、多くの人が実践するまでには至っていないと認識しています。

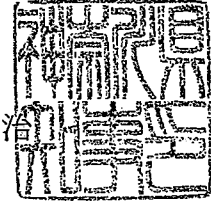
緊急事態宣言解除後も、リバウンドを防止するためには、飲食の場における感染防止対策の徹底が不可欠であり、本県が推奨する「マスク飲食」の手法をはじめ、議員の御提案する「片手にハンカチ会食」のような、飛沫を飛散させずに会食する方法を、県民の皆様が自ら工夫をして実践してくださるよう、取り組んでまいります。



政総第 1940 号
令和 3 年 3 月 25 日

神奈川県議会議長 嶋 村 ただし 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



質 問 趣 意 書 に つ い て （ 回 答 ）

令和 3 年 2 月 25 日 付 け 神 議 第 1843 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 菅 原 直 敏 議 員 からの 質 問 趣 意 書 に つ い て、別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す。

問 合 せ 先
政 策 局 総 務 室
企 画 調 整 第 一 グ ル ー プ 松 本
内 線 3041

答 弁 書

農業委員会の総会、部会、及び教育委員会の会議のオンライン開催の可否について

農業委員会の総会等のオンライン開催の可否についてです。

農業委員会は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置された行政委員会であることから、県は、オンライン開催の可否を判断する立場にはありませんが、全国組織である「一般社団法人全国農業会議所」が、令和2年4月8日付けで各都道府県農業会議会長あてに発出した「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について」において、「実際に総会の場に委員が参集することが原則であるが、例えばテレビ会議やスカイプ、タブレット端末等を活用して、離れた場所でも出席委員が同時に議事の審議を行い合議体としての意思決定や会議の公開を実現できるのであれば、これらの方法による総会は可能である。」とされています。

なお、県では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として、県民に対して「新しい生活様式」の普及と定着の促進を図るとともに、市町村に対してテレワーク等の推進の周知・啓発を行っています。

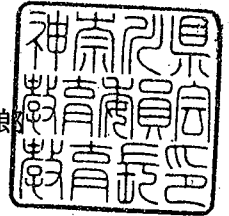
今後とも、「新しい生活様式」の普及と定着の促進に向けて、広く働きかけを行ってまいります。



総 第 3 5 2 1 号
令和 3 年 3 月 2 4 日

神奈川県議会議員 嶋 村 た だ し 殿

神奈川県教育委員会教育長 桐 谷 次 郎



質問趣意書について (回答)

令和 3 年 2 月 2 5 日 付 け 神 議 第 1 8 4 3 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 菅 原 直 敏 議 員
か ら の 質 問 趣 意 書 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す 。

問 合 せ 先

教 育 局 総 務 室

企 画 調 整 グ ル ー プ 若 月 、 瀬 戸 川

内 線 8 0 2 4 、 8 0 2 5

答 弁 書

農業委員会の総会、部会、及び教育委員会の会議のオンライン開催の可否について

教育委員会の会議のオンライン開催の可否についてです。

教育委員会は、地方教育行政をつかさどる行政委員会であり、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、都道府県及び市町村等に設置された合議制の執行機関です。

「地教行法」第14条に定める会議については、教育長が招集し、教育長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されています。

そうした中、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年7月28日付け各都道府県・指定都市教育委員会あての通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」が発出され、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システム等を活用して教育委員会の会議を開催することも可能という考えが示されました。

県教育委員会では、この通知も踏まえ、オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の開催を可能とするため、令和3年3月24日の教育委員会3月臨時会で神奈川県教育委員会会議規則を改正したところです。今後、教育委員会の会議において、必要に応じてオンライン会議システム等を活用してまいります。